

20世紀前期の中国「関東州」水産業の形成と展開

彭 璋¹・伊藤 康宏²

Formation and Development Process of the Fisheries Industry in the “Kanto Region” of China in Early 20th Century

PENG WEI and ITO Yasuhiro

Abstract

This study focuses on the formation factors and development process of the fisheries industry in the "Kanto Region" of China in early 20th Century. The relevant historical data shows the reasons of the formation and development of the fisheries industry includes: 1) the establishment and operation of the system and the policy; 2) the establishment and activities of the Fishery Unions in the Kanto Region; 3) the opening of the fish market and the operation of Manchuria Fisheries; 4) the dependence of shikomi system.

Keywords: Kanto Region, fisheries industry, fisheries policy, fishery unions, market, financing

1. はじめに

1904年に日露戦争が勃発し、日本人漁民は日本陸軍に食料を提供するため中国「関東州」¹⁾沿海へ出漁を集団的に行い、戦後、同地の租借によってその動きが拡大した。関東州の漁民と漁業を管理するために、関東都督府は1905年10月、日本人の有力な魚問屋を兼ねていた漁業組主に関東州水産組合の設立を促し、1926年に関東州水産会が設立されるまでの20年間、関東州水産組合は水産業の形成とその後の展開に大きな役割を果たした。

この時期の関東州水産業に関する先行研究は、日本側の代表的な研究として岡本正一、中井昭、吉木武一、緒方宏海等の成果がある。この内、岡本(1940)²⁾は20世紀前半の中国の水産事情(漁具・漁法、漁業、流通、貿易等)を概説しているが、関東州の水産業については詳しくは論じていない。中井(1967)³⁾は通史的に香川県漁民の県外出漁問題を取りあげ、関東

州については朝鮮出漁との関係から論じている。吉木(1980)⁴⁾は以西底曳漁業経営史論の中で1920年代以降の関東州の機船底曳経営問題を取りあげているが、水産業の形成期は対象としていない。緒方(2010)⁵⁾は人類学の視点から関東州の漁業問題を取りあげ、日本の半植民地統治下の漁業政策の展開過程と黄海島嶼漁民の生活対応を主題としているが、政策、団体、流通、金融等について詳論していない。また近年の日本の植民地・外地における漁業史研究の成果として片岡(2013)、伊藤・片岡・小岩・中居(2016)、麓(2017)、神谷(2018)等⁶⁾があるが、関東州における水産業の形成過程を具体的に詳論した研究は見られない。

一方、中国側の先行研究を見ると、中国漁業史研究は、中国の全時代を対象とした研究(李・屈1937、丛・李1993)⁷⁾と漁業が盛んな山東省・江蘇省・浙江省を中心とした地域研究(李2011、李2014)⁸⁾の2つに分類されるが、関東州

¹⁾鳥取大学大学院連合農学研究所 ²⁾鳥根大学

受付日: 2019年1月17日 受理日: 2019年6月20日

水産業に関する歴史研究はほとんど見られない。他方、海外の代表的な研究とされる Muscolino (2009)⁹⁾ は近代の浙江省舟山群島を対象としているが、関東州水産業との接点は弱い。

以上の先行研究を踏まえて本研究の課題は、20世紀前期の中国関東州水産業の形成と展開過程の特徴を解明し、その歴史的意味について考察することにある。その視点としては①背景・課題、②漁業の展開（日本人と中国人）、③制度・政策、④水産組合、⑤市場流通・金融の5点を中心に取りあげる。

2. 研究の背景・課題

中国関東州はユーラシア大陸の遼東半島先端部に位置し、現在の中国大連市の一部地域等に

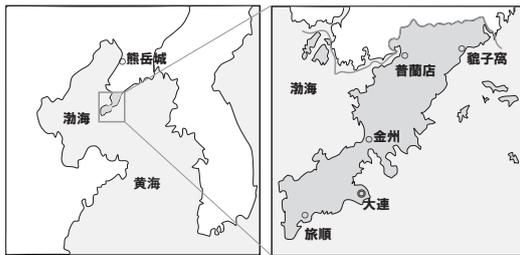


図1 関東州位置図

注：関東州水産組合の本部◎、支部○の位置を示している（1922年4月時点）。

出所：中国の白地図；中華ファイア <http://shanghai-cooljugem.jp/?eid=5>、関東州長官官房文書課（1930年）『関東州庁勢一斑』より作成。

相当する（図1参照）。同地は、三方海に囲まれ、海岸線は約700余キロメートル、長山列島・五島等大小島の数は40余個があり、沿岸湾奥が多く、同地特有の地勢と沿岸流が魚類の産卵繁殖と回遊に適し、その自然環境は天然の良港に恵まれ、世界有数の優良な黄海・渤海漁場を有している。

日本の租借以前は、関東州の水産業において制度・政策等は未整備であった。現住民は自給自足的な農業を行い、兼業として漁業他に従事していた。1898年にロシアは清朝から旅順と大連を25年の期限で租借し、旅順を軍港として築港した。「露国ノ租借後魚類ノ需用激增シタル結果、祖先ノ遺業タル農耕ヲ棄テ専ラ漁業ニ従事スル者次第ニ増加シ」¹⁰⁾、漁業発展の萌芽が見られた。

1904年に日露戦争が勃発し、日本は勝利国としてロシアの租借地があった関東州の租借権を得て関東総督府を設置した。この後、関東州は半植民地行政機関の管理下におかれ、水産業の形成・展開が見られた。

3. 「関東州」水産業の形成と展開

表1は1905年の関東州水産組合の設立から1926年の関東州水産会の設立までの関東州における水産業の動きを示している。

日本人漁民は、1894年の日清戦争頃から関東州への出漁を開始し、当初は規模が小さく、戦争の終結と共に、軍隊の撤退に併せて日本に

表1 1905年～1926年の関東州水産業関係年表

年次	主体	事項
1905年	関東総督府	関東州水産組合の設立、(四国・九州)日本人漁民漁獲開始
1906年	関東都督府	「漁業取締規則」・「関東州水産組合規則」、「魚市場規則」施行
1906年	日本の民間人	大連・旅順魚市場の創設
1907年	関東州水産組合	『関東州出漁案内』刊行
1907年	関東都督府	関東都督府水産試験場の設置
1908年	日本の民間人	満州水産株式会社の創設（大連・旅順魚市場の吸収）
1910年	日本の民間人	冷蔵製氷工場の創設
1919年	関東庁	水産試験場を関東庁水産試験場に改称
1925年	関東庁	「関東州漁業規則」公布
1926年	関東庁	「関東州水産会令」、「関東州魚市場規則」公布、関東州水産会設立認可

出所：関東州水産会編（1930年）『関東州水産事情』、大連市史志办公室編（2004年）『大連水産志』より作成。

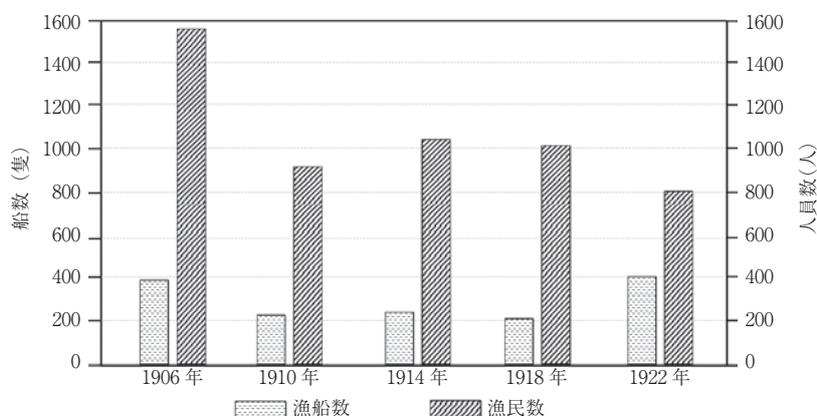


図2 1906～1922年の関東州へ出漁した漁船数と漁民数

出所：各年次『関東都督府統計書』（関東都督府都督官房文書課）、『関東庁統計書』（関東長官官房文書課）より作成。

帰国した。本格的には漁業は日露戦争の勃発によって、当時の漁業者は日本陸軍省から渡航許可をもらって陸軍に鮮魚を供給するため関東州へ出漁した¹¹⁾。

図2は日露戦後の1906年からワシントン軍縮会議開催の1922年までの関東州出漁の漁船数と漁民数の動向を示している。出漁漁船数は1906年の392隻から1922年の205隻に減少し、漁民数は1906年の1,570人から1922年の1,004人に推移した。

日本人の漁業者の一部は関東州に定住する者も見られた。表2は1906年～1925年の中国人と定住日本人の水産業者の戸数と漁民数を示している。定住日本人の水産業者は100戸・200人前後で推移し、中国人の水産業者は1,218戸から4,713戸に増加し、人員は3,864人から17,174人に大幅に増加した。

また、植民初期から漁民の増加によって漁獲量と金額も増加した。図3は1909年～1925年の関東州における日本人漁民と中国人漁民の漁獲量と金額の推移を示している。日本人の漁獲量は1909年の723,939貫から1925年の538,544貫に推移し、金額は305,484円から589,794円に増加した。一方、中国人の漁獲量は1909年の1,715,927貫から1925年の2,638,481貫に増加し、金額は502,408円から2,019,040円に大幅に増加した。

日本人の出漁者は主に無動力の日本型漁船を

表2 1906年～1925年の中国人と定住日本人の水産業者の戸数と人員数

年度	国別	戸数	人員数
1909年	日本人	12	1,462
	中国人	1,218	3,864
1916年	日本人	118	136
	中国人	3,651	4,477
1925年	日本人	94	277
	中国人	4,713	17,174

注：表の水産業者は直接漁業に従事する者で、日本人は定住者で、漁期に渡来する漁業者を含まない。

出所：図2と同様。

利用し、日本人が嗜好した高価格魚のタイやサワラを延縄や流網で主に漁獲した。一方、中国の漁船は戎克と呼ばれる大型船と舢板と呼ばれる小型船の2種類があり、戎克は主に風網漁業¹²⁾や流網漁業に、舢板は延縄漁業にそれぞれ使用され、中国人向けのタラやタチウオを漁獲した。ちなみに1909年の一貫あたりのタイの魚価(0.86円)は、タラの魚価(0.24円)の3～4倍高かった¹³⁾。

日本人の出漁形態は単独漁船と組付漁船の2つに分かれ、両者とも3、4人の日本人を中心に乗組員を抱えていた。そこでの分配関係は、『関東州之漁業及製塩業』(1916年)によると、日本人漁船はいわゆる「大仲歩合制」が採用され、

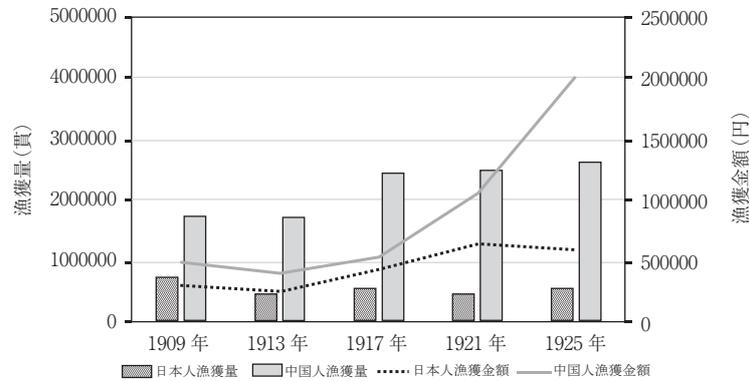


図3 関東州漁民の漁獲量と金額の変遷（1909年～1925年）

出所：図2と同様。

表3 帝国日本の統治下における日本、朝鮮、台湾、関東州の水産制度・政策

1886年	「漁業組合準則」公布（日）
1889年	「日本朝鮮両国通漁規則」制定（日・朝）
1901年	旧「漁業法」公布（日）
1905年	「遠洋漁業奨励法」改正（日）
1906年	「関東州水産組合規則」公布（関）
1906年	「関東州漁業取締規則」公布（関）
1906年	「魚市場規則」公布（関）
1907年	関東州水産試験場の設置、1919年関東庁水産試験場に改称（関）
1908年	韓国「漁業法」の制定（朝）
1910年	「明治漁業法」制定（日）
1912年	「台湾漁業規則」制定（台）
1923年	「中央卸売市場法」制定（日）

注：（日）は日本、（朝）は朝鮮、（関）は関東州、（台）は台湾である。

出所：小岩信竹「日本と植民地の漁業制度」（2016年）、谷岩彦『満鮮実業調査書』（1911年）、中村勝『近代市場制度成立史論』（1981年）より作成。

タイ延縄漁業の組付の成績優良漁船は1人あたり223円17銭であった¹⁴⁾。一方、『関東州事情』（1923年）における「貔子窩」の漁業報告では6～8名が乗り組んだ中国人漁船の黄花魚流網漁業の分配関係は大仲歩合制が取られ、総収入から漁具・食料品等の経費を引き、残りの半分は船主が取得し、残りは漁夫間の労働能力により分配され、また、船主自身が乗り組んだ場合には漁夫としての取り分を受け取った¹⁵⁾。

4. 「関東州」の水産制度・政策と行政

表3は帝国日本の統治下における日本、朝鮮、台湾、関東州の水産制度・政策の動きを示している。

関東州において日露戦後の1906年3月に関東州民政署により3つの規則が公布され、水産政策が本格化した¹⁶⁾。

まず、署令第10号「関東州水産組合規則」は全16条からなり、水産組合の設立目的と組合の組織、事業等を規定していた。次に署令第11号「関東州漁業取締規則」は全14条からなり、

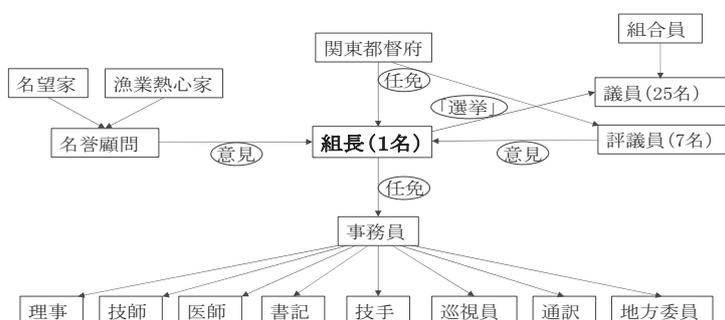


図4 関東州水産組合の構成

出所:谷岩彦(1911)『満鮮実業調査書』所収の「関東州水産組合規則」より作成。

第1条で日本の「旧漁業法」と同様に免許漁業として定置、区画と特別の漁業権を規定していたが¹⁷⁾、専用漁業権は規定せず、漁業組合の設立も認めなかった。これは、1908年の大韓帝国の漁業法¹⁸⁾、1912年の台湾漁業規則にも見られ、「初期植民地的漁業制度」として位置づけられよう。さらに署令第12号「魚市場規則」によって水産物の市場流通・取引が帝国日本の中でいち早く制度化された。

1907年に公布された関東都督府の訓令第60号「関東都督府水産試験場規程」によって開設された水産試験場は、漁撈・製造・庶務の3係体制で、場長1名、技術員5名、事務員2名の計8名で漁撈と製造の試験が行われた。1919年4月に関東州の行政機関が関東都督府から関東庁に改組され、それに伴って関東庁水産試験場に改称された¹⁹⁾。

5. 関東州水産組合の組織と事業

1905年から日本人の出漁者が関東州へ殺到し、漁獲物を各軍隊に競争して納入し大混戦が生じた。関東総督府の軍政官は競争販売の弊害を矯正するため、日本人出漁団体の漁業組を連合した任意の「漁業組合」を組織化し漁獲物を一箇所に集中販売させた。しかし、この組合は有名無実の団体で各自が競争販売を続けたので、魚価は著しく低落し、漁場上のトラブルも絶えず、倒産する漁業組も見られ、帰国者が続出した²⁰⁾。

混乱した水産界の状況を改善するため、関東

都督府は漁業組主に関東州水産組合の設置を促し、1905年10月に大連に事務所を置いた任意の水産組合が設置された。関東州水産組合は『大日本水産会報』第283号(1906.3)に「関東州出漁案内」を発表し、関東州への出漁を促した²¹⁾。

1906年3月に関東州民政署令第10号により「関東州水産組合規則」が公布された。同規則と定款より関東州水産組合の組織構成を図4に示す。

組合には役員として組長1名と評議員7名が配置され、組長と評議員の任期は2カ年で関東都督に任免され、関東都督府の役人が就任し²²⁾、関東都督府の強い統治が取られた。組長は組合を代表し、評議員は組長を補佐した。議員は組合長より選出され、組合に関する重要事項の審議に当たった。また、事務機構として組長が任免した理事、技師、医師、書記、技手、巡視員、通訳と地方委員を配置し、このうち理事は組長の指揮を受けて会務を処理した。

議員会として通常会議が開催され、出席議員によって議決された定款の変更、組合費の予算及分担方法等の議案が組長に提出され、関東都督府の認可を受けて執行された。

関東州水産組合は1906年6月に旅順、1907年6月に貔子窩、1922年4月に金州と普蘭店の4支部事務所を設置し、組織基盤の拡充を図った(地図参照)。

同規則により関東州におけるすべての水産関係者は水産組合に加入の義務があった。1906年の組合員数は日本人・中国人合わせて2,811人であったが、1915年は7,455人に上り、とり

わけ中国人漁業者が急増した。

組合員は漁業者、製造業者と販売業者の3つに大別され、各基準によって組合費負担が異なっていた。さらに漁業者の場合、漁業種類によって1~20円の負担額に差があった。1907年の関東州水産組合の予算は収入として組合員負担費19,055円と関東都督府からの補助金5千円他の合計27,364円であった。一方、支出は関東州水産組合の本部と2支部の事務所費13,356円、会議費350円、事業費13,158円(巡邏船費、漁業者漁船修繕補助費、餌料供給費、漁業者家屋建設費、水産奨励費、衛生費、救護費)他の合計27,364円であった²³⁾。

6. 水産物の市場・流通、金融

1) 関東州における水産物の市場・流通

日露戦争直後、日本陸軍省の奨励によって、軍隊に食料を提供するため関東州へ渡航した出漁者は次第に多くなるにつれ、漁獲量と漁獲金額も増加した。有力水産業者は取引市場の整備の必要性を痛感し、関東州民政署に対して「魚市場規則」の公布を求めた。これによって1906年3月、「魚市場規則」が制定され、魚問屋であった漁業組の有力者が魚市場の設立を企画し、1906年5月、大連に関東魚市場(合資組合、資本金5万円、振込額1万5千円、組合員数10名)、同年同月に旅順魚市場(合資組合、資本金1万8千円、振込額5千400円、組合員数5名)が設立された。1908年1月、資本金50万円を関東州水産組合他が増資して満州水産株式会社が発立され、関東魚市場(大連魚市場と改称)と旅順魚市場を吸収し、関東州における魚市場は拡充された²⁴⁾。このような関東州の魚市場は上からの流通機構の再編・整備が行われたものであった²⁵⁾。

会社の営業事項として魚市場、漁獲物の回送(受託)、水産物の売買及製造、冷蔵、餌料及必需品の供給、漁業資金と漁具の貸付²⁶⁾、敷網、巾着網と釣漁業等の特種漁業の経営が多角的に行われた。1910年9月に満州水産株式会社は関東都督府経理部長と、さらに各守備隊五個大隊長との間で魚類供給の契約を結んだ。1919年、資本金を100万円に増資し、大連信濃町に

表4 1906年~1915年の関東州水産組合員数の推移

年次	国別	漁業	製造業	販売業	合計
1906	日本	1,481	0	76	1,557
	中国	2,703	0	32	2,735*
1910	日本	1,521	3	96	1,620
	中国	4,874	15	157	5,046
1915	日本	1,964	3	124	2,091
	中国	5,120	15	229	5,364

注：*筆者修正、日本人の漁業者は主に漁業者で、その一部分は関東州の定住者であった。

出所：1906年と1910年は前掲『満鮮実業調査書』、1915年は前掲『関東州之漁業及製塩業』より作成。

新たに事務所とセリ場を建設し、10トンの製氷機を有する冷蔵庫を設置した。1919年に旅順旭町に支店を設け、また同年に地方の熊岳城には漁期の7、8月に出張所を設置した。各市場の漁獲物はセリ売り(鮮魚は毎日午前8時、10時、午後2時、4時の4回)、「算当売り」或いは入札売りで会社指定の仲買人に販売された²⁷⁾。仲買人の数は大連魚市場では19名(内中国人5名)、旅順魚市場では8名(内中国人2名)であった²⁸⁾。

会社は荷主から販売を委託され、鮮魚州内物が1割3分、鮮魚州外物は1割、塩干魚其他製造物は7分の手数料を徴収した。取得した手数料の中から関東州水産組合に提供金(州内物2分、州外物なし)、荷主に奨励金(1分5厘)が返戻された²⁹⁾。

主な鮮魚流通は次の2つのルートが見られた。1つ目は中国側の芝罘及南支方面からの中国人の仲買船によってタチウオ等が大連と旅順の両魚市場に水揚げされ、その後旅順、大連、芝罘、福建と浙江省方面に流通した。2つ目は日本人の漁獲物は漁業組主が所有した氷蔵運搬船によって直接根拠地の大連と旅順等の魚市場に水揚げされた³⁰⁾。大連魚市場の取引量は1907年の396千貫から1925年の1,348千貫に3倍強に増加した³¹⁾。

2) 関東州における水産金融

関東州へ出漁した漁船は中四国、九州他の西日本各県からなり、出漁形態は単独組と組付の2つがあった。前者は独立した出漁形態で、後者は仕込に依存した形態であった。この仕込資本は「漁業組」と称し、内地から渡来した魚問屋であった³²⁾。1907年5月末、全国各地からの関東州通漁船315隻の内、漁業組の仕込みを受けて操業していたいわゆる組付漁船は213隻で68%を占めた。なお、この漁期では14組の漁業組が稼働し、そのうち大手5組の隻数は155隻を数え、全体の4分の3を占めた。その内訳は熊本の森組36隻、愛媛の二名組33隻、広島荒川組32隻、愛媛の石川組30隻、熊本の天草組24隻であった³³⁾。1908年に満州水産株式会社が設立された後、大部分の通漁船は同社から直接融資を受けるようになり、漁業組の活動は一旦下火となったが、この後、タイ延縄漁業の拡大と共に仕込みは復活した³⁴⁾。

一方、中国人漁民の融資は地域ごとの魚問屋と芝罘辺の外來仲買商人の2系統が見られた。前者には旅順の有名な魚問屋として「三合興」があり、同問屋は現地に店員を派遣して漁民に直接融資し、利息と貸付金は翌年の漁獲物で返済させ、また雑貨類も同時に販売した。後者の外來仲買商人は年末、各地の有力者と提携し、翌年の予想漁獲高の4分の1を限度として漁民に前貸し、魚を集荷した³⁵⁾。両者ともいわゆる仕込制が取られていた。

7. おわりに

日露戦争後、日本人漁民の関東州出漁は、初期の「軍納魚」生産段階を経て出漁奨励と水産インフラの整備によって「小漁業」として展開した。一方、関東州の中国人漁民は自給生産から「小商品生産」を担うようになった。両者における生産関係はいわゆる歩合制と仕込制が採用され、関東都督府の統治下で関東州における水産業の形成と展開を見た。この点が歴史的な意味として確認できる。

この形成要因としては以下の4点に集約される。①水産政策では関東都督府による「関東州漁業取締規則」「関東州水産組合規則」「魚市場

規則」の制定（1906年）と運用である。②水産団体面では関東州水産組合の設立（1905年）と活動である。③市場・流通では「魚市場規則」によって開設された関東州（大連）魚市場・旅順魚市場とその後引き継がれた満州水産株式会社（株主は関東州水産組合他）の運営である。④水産金融面では日本人出漁者と中国人漁業者は共に商人からの仕込に依存し、満州水産株式会社の設立後は同社の融資が拡大した。

今後の課題としては①関東州水産会時代（1926年～1945年）における関東州水産業の構造的な特徴を明らかにし、②同時代の朝鮮水産業との比較検討を通して、「植民地漁業」の歴史的な意味を考察する。

注

- 1) 「関東州」は当時の帝国日本時代に使用された呼称で、以下では「」を付けない。
 - 2) 岡本正一（1940）『満支の水産事情』水産通信社。
 - 3) 中井昭（1967）『香川県海外出漁史』香川県水産課。同書では朝鮮西岸への出漁が急増し、資源的に行き詰まりが見られたため関東州出漁に展開した背景を取り上げている。
 - 4) 吉木武一（1980）『以西底曳漁業経営史論』九州大学出版会。
 - 5) 緒方宏海（2010）「日本植民地期関東州の漁業政策と黄海島嶼漁民の経営 上・下」『政治経済史学』521, 522。
 - 6) 片岡千賀之（2013）「戦前の東シナ海・黄海における底魚漁業の発達と政策対応」『国際常民文化研究叢書』2。
- 伊藤康宏・片岡千賀之・小岩信竹・中居裕（2016）『帝国日本の漁業と漁業政策』北斗書房。小岩信竹「日本と植民地の漁業制度」、植田展大「戦間期樺太のニシン漁業」、片岡千賀之「近代におけるイワシ産業の発達」、藤井賢二「日本統治期初期の朝鮮水産開発構想－庵原文一を中心に－」、佐々木貴文「明治日本の遠洋漁業開発と人材養成」、福田忠弘「カツオ漁業の南洋進出－黎明期における原耕の南洋漁場開拓事業を中心に－」所収。
- 麓慎一（2017）「露領沿海州水産組合の成立について：郡司成忠を中心に」『環東アジア研究』10。
- 神谷丹路（2018）『近代日本漁民の朝鮮出漁－朝鮮南部の漁業根拠地 長承浦・羅老島・方魚津を中心に』新幹社。なお、神谷は植民地

- 初期の日本人朝鮮出漁漁業の実態解明と歴史の意味について考察している。
このほか、土井浩嗣（2018）『植民地朝鮮の勸農政策』思文閣出版は植民地朝鮮独自の勸農政策を議論の骨子としている。
- 7) 李士豪・屈若奉（1937）『中国漁業史』商務印書館。丛子明・李挺（1993）『中国漁業史』中国科学技術出版社。これらは漁具・漁法や漁政等を主題としている。
 - 8) 李志民（2011）『近代青島海洋漁業の变迁』中国海洋大学。
李園園（2014）『近代江浙海洋漁業转型研究』上海師範大学。
 - 9) Muscolino, M.S. (2009) *Fishing Wars and Environmental Change in Late Imperial and Modern China* Cambridge: Harvard University Asia Center.
 - 10) 南満州鉄道株式会社調査課（2016）『露国占前後ニ於ケル大連及旅順』（近代中国都市案内集成第26巻）ゆまに書房, 87.
 - 11) 関東都督府（1919）『関東都督府施政誌（自明治三十九年至大正九年）』417.
 - 12) 風網漁業：中国人独特の漁業の一つで、16、17人の漁夫が漁船2隻に乗り組み、「手繰網」を用いて主にグチを漁獲した。岡本前掲『満支の水産事情』108.
 - 13) 谷岩彦（1911）『満鮮実業調査書』283-284.
 - 14) 関東都督府民政部（1916）『関東州之漁業及製塩業』20-21.
タイ延縄漁業の組付の成績優良漁船の乗組員は6人、従業期間は6月15日から12月3日まで、総水揚高は2,631.65円、経費として食料費216.72円、餌料費184.28円、薪炭代25円、氷代124.06円、魚市場手数料342.11円、水産組合負担金6円、他の費用171.26円で、収支差引益金は1,562.22円であった。船頭1人前を計上し、合計7人前で割って1人当たり223円17銭を算出した。船主（組主）の取分は計上されていないので、不明である。
 - 15) 関東庁臨時土地調査部（1923）『関東州事情下巻』満蒙文化協会, 1135.
 - 16) 谷前掲『満鮮実業調査書』227-230、309-311.
 - 17) また、日本の漁業法の影響を受け、漁業権の譲渡、変更、返納等の事項を含み、民政長官の漁業管理権限を規定した。なお、中国人の代表的な風網漁業や日本人の代表的な延縄漁業は、『関東州漁業取締規則』第1条4「随所ニ運用スル網漁業」及び5「船ヲ使用スル釣漁業」に該当した。
 - 18) 1911年に制定された朝鮮「漁業令」では漁業組合や専用漁業権が規定された。小岩前掲「日本と植民地の漁業制度」を参照。
 - 19) 関東都督府水産試験場（1913）『関東都督府水産試験場要覧』1.
 - 20) 関東都督府前掲『関東都督府施政誌』419.
 - 21) その後、冊子として『関東州出漁案内』を1907年3月に刊行している。
 - 22) 前掲『関東州出漁案内』には、関東都督府の4名の役人が組長・評議員を務めていたのを確認できる。
 - 23) 前掲『関東州出漁案内』「付録」2.
 - 24) 関東州水産会（1930）『関東州水産事情』88-93.
 - 25) 中村勝（1989）『市場の語る日本の近代』そして、中村は同規則を「植民地型市場規則」に位置づけている。
 - 26) 谷前掲『満鮮実業調査書』294.
満州水産株式会社の貸付金の回収方法：漁業者に対する貸付金は漁獲物買上金の内から毎回引き去り、必要な餌料とその他小遣い銭の臨時立替をした。また、内地への送金サービスを行うため、貸付金の全額回収は漁期終了時に完了した。
 - 27) 中井前掲『香川県海外出漁史』412.
 - 28) 関東都督府民政部前掲『関東州之漁業及製塩業』55-59.
 - 29) 谷前掲『満鮮実業調査書』273. 単独渡航者は自己の漁獲物の販売を魚市場に委託し、1割5分の口銭のみの支払で、組付漁業者より収入が多かった。
 - 30) 南満州鉄道株式会社庶務部調査課（1914）『旅順を漁港とする問題に就て』38-40.
 - 31) 前掲『関東州水産事情』90-91.
満州水産株式会社は通常300円、最高1,000円を中国人に日歩6銭、日本人に日歩4銭で貸付し、万一に備えて融資を受けた漁業者に生命保険を加入させ、利息と保険料は漁獲物の売上高から控除した。
 - 32) 中井前掲『香川県海外出漁史』413-415.
 - 33) 「関東州漁業状況」『官報』第7292号.
 - 34) 大日本水産会『大日本水産会報』第300号.
 - 35) 前掲『旅順を漁港とする問題に就て』39.

附記

本研究は中国留学基金会（CSC）の助成を受けたものである。